

## 新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市は、平成16年新潟県中越地震による住宅等の被災を教訓として、地震に強いまちづくりを推進するため、市内に存する木造住宅の耐震改修又は除却工事(以下これらを「補助事業」という。)を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県柏崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第29号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法による耐震診断

イ 簡易耐震診断(誰でもできるわが家の耐震診断(一般財団法人日本建築防災協会編集)の耐震診断問診表に基づき、地震に対する安全性を評価することをいう。)

ウ アに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(2) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき、新潟県柏崎市木造住宅耐震診断士登録制度実施要領(平成27年4月1日実施)第4条第1項の規定に基づき柏崎市木造住宅耐震診断士登録証の交付を受けた者(以下「診断士」という。)が設計及び工事監理を行い、上部構造評点が1.0以上になる耐震改修工事(建て替えを除く。)をいう。

(3) 除却工事 耐震診断の結果に基づき、倒壊の危険性があると判断された住宅の全てを取り壊す工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、市内に所在する個人所有の住宅で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 耐震改修が行われる住宅であって次に掲げる要件を全て満たす

住宅

ア 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造住宅

イ 一戸建て住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、延べ面積の1/2以上が住宅の用に供されているものに限る。）

ウ 地上2階建て以下の住宅

エ 対象住宅の所有者又は所有者の2親等以内の親族が居住している住宅

オ 国等の特別な認定を得た工法以外で建築された住宅

カ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であると診断された住宅

キ 壁、基礎等の補強を行う住宅又は積雪荷重を見込まないために、屋根に電気式又は温水式の融雪装置の設置する住宅で、耐震診断の上部構造評点が1.0以上となる住宅

(2) 除却工事が行われる住宅であって次に掲げる要件を全て満たす住宅

ア 前号アからウまで及びオに規定する住宅

イ 住宅の所有者又は所有者の2親等以内の親族が居住している住宅又は居住その他の使用がなされていない住宅

ウ 前号カに規定する住宅又は簡易耐震診断の結果、評点の合計が7以下であると診断された住宅

エ 市内に本店を有する事業者のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に規定する解体工事業の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けている者が施工すること。

オ 前号の耐震改修が行われる住宅として、補助金の交付を受けた住宅でないこと。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、対象住宅を所有する個人であって、かつ、市税を滞納していないものとする。

2 除却工事が行われる住宅を対象住宅とする場合の補助金の交付対象者は、前項に規定する要件を満たす者であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 所有者又は所有者の2親等以内の親族が居住している住宅の除却工事を行い、その敷地又は他の土地に住宅を新築して居住すること。

(2) 所有者又は所有者の2親等以内の親族が居住している住宅の除却工事を行い、昭和56年6月1日以後に建築された建物に転居すること。

(3) 居住その他の使用がなされていない住宅の除却工事を行い、その敷地に住宅を新築して居住すること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額、対象経費等は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、次の各号に掲げる対象住宅の区分に応じ、当該各号に定める書類を事業実施年度の11月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修が行われる対象住宅 補助金交付申請書（別記第1号様式）及び次に掲げる書類

ア 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し

(ア) 住宅の全部事項証明書

(イ) 住宅の固定資産税課税明細書

(ウ) その他住宅の所有者及び建築年を証明する書類

イ 耐震診断書（上部構造評点が1.0未満と確認できる部分）の写し

ウ 耐震改修計画（平面図等耐震改修部分を確認できるもの）

エ 耐震診断書（補強計算による上部構造評点が1.0以上）の写し

オ 耐震改修に係る見積書の写し

カ 市税完納証明書

キ 居住者が所有者の2親等以内の親族であることが分かる書類

(所有者と居住者が異なる場合に限る。)

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 除却工事が行われる対象住宅 補助金交付申請書(別記第1号様式の2)及び次に掲げる書類

ア 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し

(ア) 住宅の全部事項証明書

(イ) 住宅の固定資産税課税明細書

(ウ) その他住宅の所有者及び建築年を証明する書類

イ 耐震診断書(上部構造評点が1.0未満と確認できる部分)の写し又は簡易耐震診断の耐震診断問診表

ウ 除却工事計画(平面図等除却工事部分を確認できるもの)

エ 対象住宅の全景写真

オ 除却工事に係る見積書の写し

カ 市税完納証明書

キ 転居先が昭和56年6月1日以後に建築されたことを証明する書類

ク 居住者が所有者の2親等以内の親族であることが分かる書類(所有者と居住者が異なる場合に限る。)

ケ その他市長が必要と認める書類

(決定通知)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)又は補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業変更申請書(別記第4号様式)を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定変更通知書(別記第5号

様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助事業を中止するときは、補助事業中止届(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(別記第7号様式)に、次の書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修後の耐震診断書(上部構造評点が1.0以上)の写し  
(耐震改修を補助事業とする場合に限り。)
- (2) 工事中及び工事後の写真(除却工事後に新築する場合は、新築した住宅の全景写真)
- (3) 工事監理者が耐震改修工事中的内容を確認した監理状況報告書  
(耐震改修を補助事業とする場合に限り。)
- (4) 領収書の写し
- (5) 転居先の住民票の写し(除却工事を補助事業とする場合に限り。)
- (6) その他市長が必要と認める書類  
(確定通知)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(別記第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 廃止前の新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱(平成19年3月告示第40号)による補助金の支払については、平成28年5月31日までの間は、廃止後の同要綱は、なおその効力を有

する。

(失効)

- 3 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和13年5月31日までの間は、廃止後の新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1号エ及び同条第2号イの規定は、令和7年4月1日以後に第2条第1号に規定する耐震診断が行われた木造住宅の耐震改修又は除却工事に係る補助金の交付について適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額	補助限度額	備考
耐震改修	耐震改修に要する経費（200万円以上に限る。）	左欄に掲げる経費の2分の1に相当する額	140万円	補助金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

除却工事	除却工事に要する経費（建築物の解体、運搬、処分等に要する費用を含む。）	左欄に掲げる経費の100分の23に相当する額	45万円	補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
------	-------------------------------------	------------------------	------	------------------------------------

別記

第1号様式 (第6条関係)

補助金交付申請書

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
(電話: \_\_\_\_\_)

木造住宅耐震改修費等補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業名 新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費等補助金交付事業
- 2 事業概要 (耐震改修)

補助事業実施家屋の地番	柏崎市		
居 住 者	<input type="checkbox"/> 申請者と同一 <input type="checkbox"/> 2親等以内の親族 氏名 (申請者との続柄 )		
耐震診断年度	年度	耐震改修前の耐震診断上部構造評点	点
予定工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
設 計 者	住 所	氏 名	
	資 格	耐震診断士	年 月 日 第 号
		建 築 士	建築士 第 号
工 事 監 理 者	住 所	氏 名	
	資 格	耐震診断士	年 月 日 第 号
		建 築 士	建築士 第 号

- 3 事業費

補助対象経費	円
交付申請額	円

※ 交付申請額は補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 (1万円未満の端数切捨て。140万円を上限とする。

(裏)

添付書類

- (1) 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し
  - ア 住宅の全部事項証明書
  - イ 住宅の固定資産税課税明細書
  - ウ その他住宅の所有者及び建築年を証明する書類
- (2) 耐震診断書（上部構造評点が1.0未満と確認できる部分）の写し
- (3) 耐震改修計画（平面図等耐震改修部分を確認できるもの）
- (4) 耐震診断書（補強計算による上部構造評点が1.0以上）の写し
- (5) 耐震改修に係る見積書の写し
- (6) 市税完納証明書（柏崎市に住民登録している者で、下記の市税納税状況閲覧等同意事項について同意した場合は添付不要とする。）
- (7) 居住者が所有者の2親等以内の親族であることが分かる書類（所有者と居住者が異なる場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

**【市税納税状況閲覧等同意事項】**

市が、この補助金の交付事務に当たり、補助要件を満たしていることを確認するために必要な範囲において、柏崎市の保有する申請者の市税の納税状況を閲覧又は確認することに同意します。

※自署すること

申 請 者	<small>ふつな</small> 氏名	<input type="checkbox"/> 同意事項に同意いたします
-------	--------------------------	---------------------------------------

**【誓約事項】**

申請者及び世帯員は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

※自署すること

申 請 者	<small>ふつな</small> 氏名	<input type="checkbox"/> 誓約事項に誓約いたします
-------	--------------------------	---------------------------------------

第1号様式の2 (第6条関係)

補助金交付申請書

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 〒 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 (電話: \_\_\_\_\_)

木造住宅耐震改修費等補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業名 新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費等補助金交付事業
- 2 事業概要 (除却工事)

補助事業実施家屋の地番		柏崎市			
居住者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 2親等以内の親族 氏名 (申請者との続柄 _____) <input type="checkbox"/> なし				
転居予定先の住宅種類		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 他家族の既存住宅に同居する <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 (アパート等)			
転居予定先の住所					
転居予定の住宅の建築年 (新築の場合は不要)		年	診断方法	<input type="checkbox"/> 耐震診断士の診断 <input type="checkbox"/> 簡易耐震診断	
耐震改修前の耐震診断上部構造評点又は簡易耐震診断の評点				点	
耐震診断士 (簡易耐震診断 の場合はその実 施者についてのみ 記入)	住所			氏名	
	資格	耐震診断士	年 月 日	第	号
		建築士	建築士		第
予定工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (転居完了予定日)				

3 事業費

補助対象経費	円
交付申請額	円

※ 交付申請額は補助対象経費に100分の23を乗じて得た額 (1,000円未満の端数切捨て。  
 45万円を上限とする。)

(裏)

添付書類

- (1) 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し
  - ア 住宅の全部事項証明書
  - イ 住宅の固定資産税課税明細書
  - ウ 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証
  - エ その他住宅の所有者及び建築年を証明する書類
- (2) 耐震診断書（上部構造評点が1.0未満と確認できる部分）の写し又は簡易耐震診断の耐震診断問診表
- (3) 除却工事計画（平面図等除却工事部分を確認できるもの）
- (4) 対象住宅の全景写真
- (5) 除却工事に係る見積書の写し
- (6) 市税完納証明書（柏崎市に住民登録している者で、下記の市税納税状況閲覧等同意事項について同意した場合は添付不要とする。）
- (7) 転居先が昭和56年6月1日以後に建築されたことを証明する書類
- (8) 居住者が所有者の2親等以内の親族であることが分かる書類（所有者と居住者が異なる場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

**【市税納税状況閲覧等同意事項】**

市が、この補助金の交付事務に当たり、補助要件を満たしていることを確認するために必要な範囲において、柏崎市の保有する申請者の市税の納税状況を閲覧又は確認することに同意します。

※自署すること

申 請 者	氏名	<input type="checkbox"/> 同意事項に同意いたします
-------	----	---------------------------------------

**【誓約事項】**

申請者及び世帯員は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

※自署すること

申 請 者	氏名	<input type="checkbox"/> 誓約事項に誓約いたします
-------	----	---------------------------------------

補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった補助事業について、下記のとおり交付の決定をしたので、通知します。

記

- 1 補助事業名 新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費等補助金交付事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付条件
  - (1) 新潟県柏崎市補助金等交付規則及び新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定を遵守すること。
  - (2) 補助対象事業の内容の全部若しくは一部を変更しようとするとき又は補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに報告し、市長の承認を受けなければならない。

第3号様式（第7条関係）

補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった下記事業については、補助金の交付をしないことに決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助事業名 新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費等補助金交付事業
- 2 不交付の理由

補助事業変更申請書

年 月 日

柏崎市長 様

補助事業者 〒 -  
住 所  
氏 名  
(電話： - - )

年 月 日付け 第 号 で補助金の交付決定を受けた補助事業について、  
下記のとおり変更したいので、申請します。

記

- 1 補助事業名 新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費等補助金交付事業
- 2 補助事業実施家屋の地番
- 3 変更の内容

変更前	変更後

- 4 変更の理由

添付書類

- (1) 補助事業の変更に関する書類
- (2) 市長が必要と認める書類

補助金交付決定変更通知書

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長 印

年 月 日付け 第 号 で交付決定した補助事業について、下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 補助事業名 新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費等補助金交付事業
- 2 既交付決定額 金 円
- 3 変更交付決定額 金 円
- 4 補助事業実施家屋の地番
- 5 変更事項

変更前	変更後

- 6 変更理由

第6号様式（第9条関係）

補助事業中止届

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 〒 ー  
住 所  
氏 名  
(電話： ー ー )

年 月 日付け 第 号 で補助金の交付決定を受けた補助事業について、  
下記の理由により中止したいので、届け出ます。

記

- 1 補助事業名 新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費等補助金交付事業
- 2 事業中止の理由

補助事業実績報告書

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 〒 ー  
住 所  
氏 名  
(電話： ー ー )

年 月 日付け 第 号 で補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名 新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費等補助金交付事業
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助事業実施家屋の地番
- 4 補助事業完了年月日 年 月 日
- 5 補助金振込先

補助金振込先金融機関			
銀行 信金 信組 農協 労金			本店 支店 支所 出張所
振込口座	店番号	種 目	口 座 番 号
		普通・当座	
	フリガナ 口座名義 (申請者)		

添付書類

- (1) 耐震改修後の耐震診断書（上部構造評点が1.0以上）の写し（耐震改修を補助事業とする場合に限る。）
- (2) 工事中及び工事後の写真（除却後に新築する場合は、新築住宅の全景写真。）
- (3) 工事監理者が耐震改修工事中的の内容を確認した監理状況報告書（耐震改修を補助事業とする場合に限る。）
- (4) 領収書の写し
- (5) 転居先の住民票の写し（除却工事を補助事業とする場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

第8号様式（第11条関係）

補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業に対する補助金について、下記のとおり確定したので、通知します。

記

- 1 補助事業名 新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費等補助金交付事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付済額 金 円
- 4 確定額 金 円